

(別表1の1)

障害者福祉サービス（居住系サービス）における施設入所支援に係る支給決定を受けた者及び療養介護に係る支給決定を受けた者（指定療養介護医療費等に相当する部分を除く）に係る給付期間並びに給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
市民税所得割額28万円未満の世帯に属する20歳未満の者	令和6年度	9,300円
	令和7年度及び令和8年度	7,000円
	令和9年度及び令和10年度	4,700円
	令和11年度及び令和12年度	2,400円
20歳以上の者	令和6年度	37,200円
	令和7年度及び令和8年度	27,900円
	令和9年度及び令和10年度	18,600円
	令和11年度及び令和12年度	9,300円

備考1 「市民税所得割額28万円未満の世帯に属する20歳未満の者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）第17条第2号イに規定する者をいう。

2 「20歳以上の者」とは、障害者総合支援法施行令第17条第1号に規定する者をいう。

(別表1の2)

障害者福祉サービス（居住系サービス）における共同生活援助に係る支給決定を受けた者に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
市民税所得割額16万円未満の世帯に属する者	令和6年度	18,600円
	令和7年度及び令和8年度	14,000円
	令和9年度及び令和10年度	9,300円
	令和11年度及び令和12年度	4,700円

備考 「市民税所得割額16万円未満の世帯に属する者」とは、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱第4条に規定する者をいう。

(別表1の3)

障害者福祉サービス（居住系サービス）における特定障害者特別給付費等に相当する部分に係る給付期間及び給付額

年度	給付額（月額）
令和6年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額
令和7年度及び 令和8年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額に100分の75を乗じて得た額
令和9年度及び 令和10年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額に100分の50を乗じて得た額
令和11年度及び 令和12年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額に100分の25を乗じて得た額

備考 「均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額」とは、均等割減免制度の適用があった場合に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法」（平成19年厚生労働省告示第133号）により算定した額又は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第2号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額」（平成23年厚生労働省告示第354号）に規定する基準費用額に相当する額をいう。

(別表1の4)

障害者福祉サービス（居住系サービス）における指定療養介護医療費等に相当する部分（20歳以上である特定障害者に係るものに限る。）に係る給付期間及び給付の上限額

年度	給付の上限額（月額）
令和6年度	課税（均等割減免制度の適用がない場合）の負担上限月額（食費・福祉・医療の上限額の合計額）と均等割減免制度の適用があった場合に算定することとなる負担上限月額の差額
令和7年度及び 令和8年度	課税（均等割減免制度の適用がない場合）の負担上限月額（食費・福祉・医療の上限額の合計額）と均等割減免制度の適用があった場合に算定することとなる負担上限月額の差額に100分の75を乗じて得た額
令和9年度及び 令和10年度	課税（均等割減免制度の適用がない場合）の負担上限月額（食費・福祉・医療の上限額の合計額）と均等割減免制度の適用があった場合に算定することとなる負担上限月額の差額に100分の50を乗じて得た額
令和11年度及び 令和12年度	課税（均等割減免制度の適用がない場合）の負担上限月額（食費・福祉・医療の上限額の合計額）と均等割減免制度の適用があった場合に算定することとなる負担上限月額の差額に100分の25を乗じて得た額

備考 「課税（均等割減免制度の適用がない場合）の負担上限月額」とは、障害者総合支援法施行令第42条の4及び附則第13条の2の規定により算定する負担上限月額をいう。

(別表 2)

障害福祉サービス（訪問系・日中活動系サービス等）に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
所得割額が 28 万円未満の世帯に属する 18 歳未満の者	令和 6 年度	4,600 円
	令和 7 年度	3,500 円
	令和 8 年度	2,300 円
	令和 9 年度	1,200 円
所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者	令和 6 年度	9,300 円
	令和 7 年度	7,000 円
	令和 8 年度	4,700 円
	令和 9 年度	2,400 円

備考 1 「所得割額が 28 万円未満の世帯に属する 18 歳未満の者」とは、障害者総合支援法施行令第 17 条第 3 号に規定する者をいう。

2 「所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者」とは、障害者総合支援法施行令第 17 条第 2 号ロに規定する者をいう。

(別表 3)

補装具費に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者又は 市民税課税世帯に属する 18 歳未満の者	令和 6 年度	18,600 円
	令和 7 年度	14,000 円
	令和 8 年度	9,300 円
	令和 9 年度	4,700 円

備考 「所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者」又は「市民税課税世帯に属する 18 歳未満の者」とは、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱第 4 条第 1 項に規定する者をいう。

(別表 4)

地域生活支援事業（日常生活用具を除く。）に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
所得割額が 28 万円未満の世帯に属する 18 歳未満の者	令和 6 年度	4,600 円
	令和 7 年度	3,500 円
	令和 8 年度	2,300 円
	令和 9 年度	1,200 円
所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者	令和 6 年度	9,300 円
	令和 7 年度	7,000 円
	令和 8 年度	4,700 円
	令和 9 年度	2,400 円

備考 1 「所得割額が 28 万円未満の世帯に属する 18 歳未満の者」とは、京都市地域生活支援事業に係る利用者負担等に関する要綱（以下この表において「要綱」という。）第 4 条第 3 号に規定する者をいう。

2 「所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者」とは、要綱第 4 条第 2 号に規定する者をいう。

(別表 5)

日常生活用具に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者又は 市民税課税世帯に属する 18 歳未満の者	令和 6 年度	18,600 円
	令和 7 年度	14,000 円
	令和 8 年度	9,300 円
	令和 9 年度	4,700 円

備考 「所得割額が 16 万円未満の世帯に属する 18 歳以上の者」又は「市民税課税世帯に属する 18 歳未満の者」とは、京都市重度心身障害児者日常生活用具給付等要綱別表 2 中の区分 3 に規定する者をいう。

(別表6)

自立支援医療（育成医療）に係る給付期間及び給付の上限額

区分		年度	給付の上限額（月額）
所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者	均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者（下欄に掲げる者を除く）	令和6年度	2,500円
		令和7年度	1,900円
		令和8年度	1,300円
		令和9年度	700円
	均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者	令和6年度	5,000円 (高額治療継続者 2,500円)
		令和7年度	3,800円 (高額治療継続者 1,900円)
		令和8年度	2,500円 (高額治療継続者 1,300円)
		令和9年度	1,300円 (高額治療継続者 700円)

備考1 「所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者」とは、障害者総合支援法施行令附則第13条第2項第3号に規定する者をいう。

2 「市民税非課税世帯に属する者」とは、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱（以下この表において「要綱」という。）第5条第1項第4号に規定する者をいう。

3 「市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者」とは、要綱第5条第1項第5号に規定する者をいう。

4 「高額治療継続者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第1項第1号に規定する者をいう。

(別表7)

自立支援医療（更生医療）に係る給付期間及び給付の上限額

区分		年度	給付の上限額（月額）
所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者	均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者（下欄に掲げる者を除く）	令和6年度	7,500円
		令和7年度	5,700円
		令和8年度	3,800円
		令和9年度	1,900円
	均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者	令和6年度	10,000円 (高額治療継続者2,500円)
		令和7年度	7,500円 (高額治療継続者1,900円)
		令和8年度	5,000円 (高額治療継続者1,300円)
		令和9年度	2,500円 (高額治療継続者700円)

備考1 「所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者」とは、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱（以下この表において「要綱」という。）第5条第1項第3号に規定する者をいう。

2 「市民税非課税世帯に属する者」とは、要綱第5条第1項第4号に規定する者をいう。

3 「市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者」とは、要綱第5条第1項第5号に規定する者をいう。

4 「高額治療継続者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第1項第1号に規定する者をいう。

(別表 8)

自立支援医療（精神通院医療）に係る給付期間及び給付の上限額

1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

区分		年度	給付の上限額（月額）
所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者	均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者（下欄に掲げる者を除く）	令和6年度	7,500円
		令和7年度	5,700円
		令和8年度	3,800円
		令和9年度	1,900円
	均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者	令和6年度	10,000円 (高額治療継続者 2,500円)
		令和7年度	7,500円 (高額治療継続者 1,900円)
		令和8年度	5,000円 (高額治療継続者 1,300円)
		令和9年度	2,500円 (高額治療継続者 700円)

備考1 「所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者」とは、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱（以下この表において「要綱」という。）第5条第1項第3号に規定する者をいう。

2 「市民税非課税世帯に属する者」とは、要綱第5条第1項第4号に規定する者をいう。

3 「市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者」とは、要綱第5条第1項第5号に規定する者をいう。

4 「高額治療継続者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第1項第1号に規定する者をいう。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者

区分	年度	給付の上限額（月額）
所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者	令和6年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から2,500円を除いた額
	令和7年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から4,300円を除いた額
	令和8年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から6,200円を除いた額
	令和9年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から8,100円を除いた額
均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者	令和6年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から5,000円を除いた額 （高額治療継続者2,500円）
	令和7年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から6,200円を除いた額 （高額治療継続者1,900円）
	令和8年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から7,500円を除いた額 （高額治療継続者1,300円）
	令和9年度	指定自立支援医療に要した費用の額の100分の10に相当する額から8,700円を除いた額 （高額治療継続者700円）

備考1 「所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第2号に規定する者（高額治療継続者以外の者を含む。）をいう。

2 「市民税非課税世帯に属する者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第3号に規定する者（要保護者を除く。）をいう。

3 「市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第4号に規定する者（要保護者を除く。）をいう。

4 「高額治療継続者」とは、障害者総合支援法施行令第35条第1項第1号に規定する者をいう。

(別表 9)

障害者自立支援医療特別対策費に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)
所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者のうち、均等割減免制度の適用があるとした場合、市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金1級又は特別障害者手当のみである者並びに収入の合計額が80万円以下の者	令和6年度	2,500円
	令和7年度	1,900円
	令和8年度	1,300円
	令和9年度	700円

備考1 「所得割額が3万3千円未満の世帯に属する者」とは、京都市障害者自立支援医療特別対策費支給要綱（以下この表において「要綱」という。）第10条第4項第3号に規定する者をいう。

2 「市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金1級又は特別障害者手当のみである者並びに収入の合計額が80万円以下の者」とは、要綱第10条第4項第5号に規定する者をいう。

(別表 10)

緊急時介護人派遣事業に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)
所得割額が28万円未満の世帯に属する者	令和6年度	4,600円
	令和7年度	3,500円
	令和8年度	2,300円
	令和9年度	1,200円
所得割額が16万円未満の者の世帯に属する者	令和6年度	9,300円
	令和7年度	7,000円
	令和8年度	4,700円
	令和9年度	2,400円

備考1 「所得割額が28万円未満の世帯に属する者」とは、京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業実施要綱（以下この表において「要綱」という。）第11条により準用する京都市地域生活支援事業に係る利用者負担等に関する要綱（以下この表において「利用者負担要綱」という。）第4条第3号に規定する者をいう。

2 「所得割額が16万円未満の者の世帯に属する者」とは、要綱第11条により準用する利用者負担要綱第4条第2号に規定する者をいう。

(別表 1 1)

入院時支援員派遣事業に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)
所得割額が 2 8 万円未満の世帯に属する者	令和 6 年度	4,600 円
	令和 7 年度	3,500 円
	令和 8 年度	2,300 円
	令和 9 年度	1,200 円
所得割額が 1 6 万円未満の者の世帯に属する者	令和 6 年度	9,300 円
	令和 7 年度	7,000 円
	令和 8 年度	4,700 円
	令和 9 年度	2,400 円

備考 1 「所得割額が 2 8 万円未満の世帯に属する者」とは、京都市重度障害者入院時支援員派遣事業実施要綱（以下この表において「要綱」という。）第 1 1 条により準用する京都市地域生活支援事業に係る利用者負担等に関する要綱（以下この表において「利用者負担要綱」という。）第 4 条第 3 号に規定する者をいう。

2 「所得割額が 1 6 万円未満の者の世帯に属する者」とは、要綱第 1 1 条により準用する利用者負担要綱第 4 条第 2 号に規定する者をいう。

(別表 1 2)

障害者休日・夜間緊急対応支援事業に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)
所得割額が 2 8 万円未満の世帯に属する者	令和 6 年度	4,600 円
	令和 7 年度	3,500 円
	令和 8 年度	2,300 円
	令和 9 年度	1,200 円
所得割額が 1 6 万円未満の世帯に属する者	令和 6 年度	9,300 円
	令和 7 年度	7,000 円
	令和 8 年度	4,700 円
	令和 9 年度	2,400 円

備考 1 「所得割額が 2 8 万円未満の世帯に属する者」とは、京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業実施要綱（以下この表において「要綱」という。）第 1 2 条により準用する京都市地域生活支援事業に係る利用者負担等に関する要綱（以下この表において「利用者負担要綱」という。）第 4 条第 3 号に規定する者をいう。

2 「所得割額が 1 6 万円未満の世帯に属する者」とは、要綱第 1 2 条により準用する利用者負担要綱第 4 条第 2 号に規定する者をいう。

(別表 1 3)

新高額障害福祉サービス費に係る給付期間及び給付額

年度	給付額 (月額)
令和 6 年度	均等割減免制度の適用があるとした場合に給付することとなる額
令和 7 年度	均等割減免制度の適用があるとした場合に給付することとなる額に 100分の75を乗じて得た額
令和 8 年度	均等割減免制度の適用があるとした場合に給付することとなる額に 100分の50を乗じて得た額
令和 9 年度	均等割減免制度の適用があるとした場合に給付することとなる額に 100分の25を乗じて得た額

備考 「均等割減免制度の適用があるとした場合に給付することとなる額」とは、均等割減免制度の適用があるとした場合に、障害者総合支援法施行令第43条の5第6項の規定により算定した額をいう。

(別表 1 4)

在宅自立支援給付費 (総合上限制度) に係る給付期間及び給付の上限額

区分		年度	給付の上限額 (月額)
所得割額が 16万円未 満の世帯に 属する者	均等割減免制度の適用があるとした場合、 市税非課税世帯に属する者(下欄に掲げる 者を除く)	令和 6 年度	6,300 円
		令和 7 年度	4,800 円
		令和 8 年度	3,200 円
		令和 9 年度	1,600 円
	均等割減免制度の適用があるとした場合、 市民税非課税世帯に属する者かつ収入が 障害基礎年金及び特別障害者手当のみで ある者並びに年収が80万円以下の者	令和 6 年度	11,100 円
		令和 7 年度	8,400 円
		令和 8 年度	5,600 円
		令和 9 年度	2,800 円

備考 1 「所得割額が16万円未満の世帯に属する者」とは、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱(以下この表において「要綱」という。)第6条第1項第2号に規定する者をいう。

2 「市税非課税世帯に属する者」とは、要綱第6条第1項第3号に規定する者をいう。

3 「市民税非課税世帯に属する者かつ収入が障害基礎年金及び特別障害者手当のみである者並びに年収が80万円以下の者」とは、要綱第6条第1項第4号に規定する者をいう。

(別表 1 5)

成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
成年被後見人、被保佐人又は被補助人が施設に入所等している場合	令和 6 年度	18,000 円
	令和 7 年度	14,000 円
	令和 8 年度	9,000 円
	令和 9 年度	5,000 円
その他の者	令和 6 年度	28,000 円
	令和 7 年度	21,000 円
	令和 8 年度	14,000 円
	令和 9 年度	7,000 円

備考 1 京都市成年後見制度利用支援事業実施要綱別表 1 の（2）及び（3）を満たす者に限る。

2 本表に定めるもののほかは、京都市成年後見制度利用支援事業実施要綱に準じる。

(別表 1 6)

指定難病の患者に対する特定医療費に係る給付期間及び給付の上限額

区分		年度	給付の上限額 (月額)
所得割額が 7万1千円 未満の世帯 に属する者	均等割減免制度の適用が あるとした場合、市税非課 税世帯に属する者(下欄に 掲げる者を除く)	令和6年度	5,000円
		令和7年度	3,800円
		令和8年度	2,500円
		令和9年度	1,300円
	均等割減免制度の適用が あるとした場合、市税非課 税世帯に属する者かつ年 収が80万円以下の者	令和6年度	7,500円 (高額難病治療継続者 2,500円)
		令和7年度	5,700円 (高額難病治療継続者 1,900円)
		令和8年度	3,800円 (高額難病治療継続者 1,300円)
		令和9年度	1,900円 (高額難病治療継続者 700円)

備考1 「所得割額が7万1千円未満の世帯に属する者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(以下この表において「難病法施行令」という。)第1条第1項第3号又は第4号ロに規定する者をいう。

2 「市税非課税世帯に属する者」とは、難病法施行令第1条第1項第4号イに規定する者をいう。

3 「市税非課税世帯に属する者かつ年収が80万円以下の者」とは、難病法施行令第1条第1項第5号に規定する者をいう。

4 「高額難病治療継続者」とは、難病法施行令第1条第1項第2号ロに規定する者をいう。

(別表 1 7)

国民健康保険における高額療養費に係る給付期間及び給付の上限額

1 70歳から74歳まで

区分	年度	給付の上限額 (月額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱ【個人単位 (外来)】に該当するとき	令和6年度	10,000円
	令和7年度	7,500円
	令和8年度	5,000円
	令和9年度	2,500円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱ【世帯単位 (外来+入院)】に該当するとき	令和6年度	33,000円 (多数回該当 19,800円)
	令和7年度	24,800円 (多数回該当 14,900円)
	令和8年度	16,500円 (多数回該当 9,900円)
	令和9年度	8,300円 (多数回該当 5,000円)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰ【個人単位 (外来)】に該当するとき	令和6年度	10,000円
	令和7年度	7,500円
	令和8年度	5,000円
	令和9年度	2,500円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰ【世帯単位 (外来+入院)】に該当するとき	令和6年度	42,600円 (多数回該当 29,400円)
	令和7年度	32,000円 (多数回該当 22,100円)
	令和8年度	21,300円 (多数回該当 14,700円)
	令和9年度	10,700円 (多数回該当 7,400円)

備考1 「70歳から74歳まで」とは、国民健康保険法施行令 (以下この表において「令」という。) 第29条の2第3項及び第5項に規定する場合をいう。

2 「区分Ⅱ【個人単位 (外来)】」及び「区分Ⅰ【個人単位 (外来)】」とは、令第29条の3第6項第2号に規定する場合をいう。

3 「区分Ⅱ【世帯単位 (外来+入院)】」とは、令第29条の3第4項第5号に規定する場合をいう。

4 「区分Ⅰ【世帯単位 (外来+入院)】」とは、令第29条の3第4項第6号に規定する場合をいう。

5 「多数回該当」とは、令第29条の3第1項第1号ただし書きに規定する場合をいう。

2 70歳未満

区分	年度	給付の上限額（月額）
区分ウ	令和6年度	80,100円と、療養に要した費用の額から267,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額の合算額から35,400円を除いた額 (多数回該当19,800円)
	令和7年度	80,100円と、療養に要した費用の額から267,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額の合算額から46,500円を除いた額 (多数回該当14,900円)
	令和8年度	80,100円と、療養に要した費用の額から267,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額の合算額から57,700円を除いた額 (多数回該当9,900円)
	令和9年度	80,100円と、療養に要した費用の額から267,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額の合算額から68,900円を除いた額 (多数回該当5,000円)
区分エ	令和6年度	22,200円 (多数回該当19,800円)
	令和7年度	16,700円 (多数回該当14,900円)
	令和8年度	11,100円 (多数回該当9,900円)
	令和9年度	5,600円 (多数回該当5,000円)

備考1 「70歳未満」とは、国民健康保険法施行令（以下この表において「令」という。）

第29条の2第1項に規定する場合をいう。

2 「区分ウ」とは、令第29条の3第1項第1号に規定する場合をいう。

3 「区分エ」とは、令第29条の3第1項第4号に規定する場合をいう。

4 「多数回該当」とは、令第29条の3第1項第1号ただし書きに規定する場合をいう。

(別表 1 8)

国民健康保険における入院時食事療養費等に係る給付期間及び給付額

1 入院時食事療養費

区分		年度	給付額(一食あたり)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱ又は区分オに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者	令和6年度	270円 (長期該当 320円)
		令和7年度	210円 (長期該当 240円)
		令和8年度	140円 (長期該当 160円)
		令和9年度	70円 (長期該当 80円)
	難病等の者	令和6年度	60円 (長期該当 110円)
		令和7年度	50円 (長期該当 90円)
		令和8年度	30円 (長期該当 60円)
		令和9年度	20円 (長期該当 30円)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者	令和6年度	400円
		令和7年度	300円
		令和8年度	200円
		令和9年度	100円
	難病等の者	令和6年度	190円
		令和7年度	150円
		令和8年度	100円
		令和9年度	50円

備考1 「区分Ⅱ」とは、国民健康保険法施行令(以下この表において「令」という。)第29条の3第4項第5号に規定する場合をいう。

2 「区分オ」とは、令第29条の3第1項第5号に規定する場合をいう。

3 「区分Ⅰ」とは、令第29条の3第4項第6号に規定する場合をいう。

4 「難病等の者」とは、健康保険法施行規則第58条第4号若しくは第5号に該当する者をいう。

5 「長期該当」とは、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成8年厚生省告示第203号)第3号に規定する入院日数届出書を提出した者であって、入院日数届出書を提出した月以前の12月以内の入院日数が90日を超えるものに相当する場合をいう。

2 入院時生活療養費のうち、食事の提供に係るもの

区分		年度	給付額（一食あたり）
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱ又は区分オに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	270円
		令和7年度	210円
		令和8年度	140円
		令和9年度	70円
	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	230円
		令和7年度	180円
		令和8年度	120円
		令和9年度	60円
	医療の必要性の高い者であって、入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	270円 （長期該当 320円）
		令和7年度	210円 （長期該当 240円）
		令和8年度	140円 （長期該当 160円）
		令和9年度	70円 （長期該当 80円）
	医療の必要性の高い者であって、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	230円 （長期該当 280円）
		令和7年度	180円 （長期該当 210円）
		令和8年度	120円 （長期該当 140円）
		令和9年度	60円 （長期該当 70円）
	難病の者	令和6年度	60円 （長期該当 110円）
		令和7年度	50円 （長期該当 90円）
		令和8年度	30円 （長期該当 60円）
		令和9年度	20円 （長期該当 30円）
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	370円
		令和7年度	280円
		令和8年度	190円
		令和9年度	100円
	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医	令和6年度	330円
		令和7年度	250円
		令和8年度	170円

	療機関に入院する者	令和9年度	90円
	医療の必要性の高い者 であって、入院時生活療 養（Ⅰ）を算定する保険 医療機関に入院する者	令和6年度	400円
		令和7年度	300円
		令和8年度	200円
	医療機関に入院する者	令和9年度	100円
	医療の必要性の高い者 であって、入院時生活療 養（Ⅱ）を算定する保険 医療機関に入院する者	令和6年度	360円
		令和7年度	270円
		令和8年度	180円
		令和9年度	90円
	難病の者	令和6年度	190円
		令和7年度	150円
		令和8年度	100円
		令和9年度	50円

備考1 「区分Ⅱ」とは、国民健康保険法施行令（以下この表において「令」という。）第29条の3第4項第5号に規定する場合をいう。

2 「区分オ」とは、令第29条の3第1項第5号に規定する場合をいう。

3 「区分Ⅰ」とは、令第29条の3第4項第6号に規定する場合をいう。

4 「入院時生活療養（Ⅰ）」及び「入院時生活療養（Ⅱ）」とは、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）の入院時生活療養（Ⅰ）及び（Ⅱ）をいう。

5 「医療の必要性の高い者」とは、健康保険法施行規則第62条の3第4号に該当する者をいう。

6 「難病の者」とは、健康保険法施行規則第62条の3第5号に該当する者をいう。

7 「長期該当」とは、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成8年厚生省告示第203号）第3号に規定する入院日数届出書を提出した者であって、入院日数届出書を提出した月以前の12月以内の入院日数が90日を超えるものに相当する場合をいう。

(別表 19)

国民健康保険における高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費等の合計額に係る給付期間並びに給付の上限額

1 70歳以上介護合算算定基準額

区分	年度	給付の上限額(年額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱに該当するとき	令和6年度	250,000円
	令和7年度	190,000円
	令和8年度	130,000円
	令和9年度	70,000円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰに該当するとき	令和6年度	370,000円
	令和7年度	280,000円
	令和8年度	190,000円
	令和9年度	100,000円

備考1 「70歳以上介護合算算定基準額」とは、国民健康保険法施行令（以下この表において「令」という。）第29条の4の2第2項に規定する場合をいう。

2 「区分Ⅱ」とは、令第29条の4の3第3項第5号に規定する場合をいう。

3 「区分Ⅰ」とは、令第29条の4の3第3項第6号に規定する場合をいう。

2 介護合算算定基準額

区分	年度	給付の上限額(年額)
区分ウ	令和6年度	330,000円
	令和7年度	250,000円
	令和8年度	170,000円
	令和9年度	90,000円
区分エ	令和6年度	260,000円
	令和7年度	200,000円
	令和8年度	130,000円
	令和9年度	70,000円

備考1 「介護合算算定基準額」とは、国民健康保険法施行令（以下この表において「令」という。）第29条の4の2第1項に規定する場合をいう。

2 「区分ウ」とは、令第29条の4の3第1項第1号に規定する場合をいう。

3 「区分エ」とは、令第29条の4の3第1項第4号に規定する場合をいう。

(別表 20)

後期高齢者医療制度における高額療養費に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額 (月額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱ【個人単位 (外来)】に該当するとき	令和 6 年度	10,000 円
	令和 7 年度	7,500 円
	令和 8 年度	5,000 円
	令和 9 年度	2,500 円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱ【世帯単位 (外来+入院)】に該当するとき	令和 6 年度	33,000 円 (多数回該当 19,800 円)
	令和 7 年度	24,800 円 (多数回該当 14,900 円)
	令和 8 年度	16,500 円 (多数回該当 9,900 円)
	令和 9 年度	8,300 円 (多数回該当 5,000 円)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰ【個人単位 (外来)】に該当するとき	令和 6 年度	10,000 円
	令和 7 年度	7,500 円
	令和 8 年度	5,000 円
	令和 9 年度	2,500 円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰ【世帯単位 (外来+入院)】に該当するとき	令和 6 年度	42,600 円 (多数回該当 29,400 円)
	令和 7 年度	32,000 円 (多数回該当 22,100 円)
	令和 8 年度	21,300 円 (多数回該当 14,700 円)
	令和 9 年度	10,700 円 (多数回該当 7,400 円)

備考 1 「区分Ⅱ【個人単位 (外来)】」及び「区分Ⅰ【個人単位 (外来)】」とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (以下この表において「令」という。) 第 15 条第 3 項第 2 号に規定する場合をいう。

2 「区分Ⅱ【世帯単位 (外来+入院)】」とは、令第 15 条第 1 項第 5 号に規定する場合をいう。

3 「区分Ⅰ【世帯単位 (外来+入院)】」とは、令第 15 条第 1 項第 6 号に規定する場合をいう。

4 「多数回該当」とは、令第 15 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する場合をいう。

(別表 2 1)

後期高齢者医療制度における入院時食事療養費等に係る給付期間及び給付額

1 入院時食事療養費

区分		年度	給付額(一食あたり)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者	令和6年度	270円 (長期該当 320円)
		令和7年度	210円 (長期該当 240円)
		令和8年度	140円 (長期該当 160円)
		令和9年度	70円 (長期該当 80円)
	難病の者	令和6年度	60円 (長期該当 110円)
		令和7年度	50円 (長期該当 90円)
		令和8年度	30円 (長期該当 60円)
		令和9年度	20円 (長期該当 30円)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者	令和6年度	400円
		令和7年度	300円
		令和8年度	200円
		令和9年度	100円
	難病の者	令和6年度	190円
		令和7年度	150円
		令和8年度	100円
		令和9年度	50円

備考1 「区分Ⅱ」とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この表において「令」という。)第15条第1項第5号に規定する場合をいう。

2 「区分Ⅰ」とは、令第15条第1項第6号に規定する場合をいう。

3 「難病の者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第35条第3号に該当する者をいう。

4 「長期該当」とは、「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成19年厚生労働省告示第395号)第1号の表の規則第35条第1号に該当する者の項中に規定する入院日数届出被保険者であって、同項中に規定する入院日数届出書を提出した月以前の12月以内の入院日数が90日を超えるものに相当する場合をいう。

2 入院時生活療養費のうち、食事の提供に係るもの

区分		年度	給付額（一食あたり）
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	270円 （長期該当 320円）
		令和7年度	210円 （長期該当 240円）
		令和8年度	140円 （長期該当 160円）
		令和9年度	70円 （長期該当 80円）
	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	230円 （長期該当 280円）
		令和7年度	180円 （長期該当 210円）
		令和8年度	120円 （長期該当 140円）
		令和9年度	60円 （長期該当 70円）
	難病の者	令和6年度	60円 （長期該当 110円）
		令和7年度	50円 （長期該当 90円）
		令和8年度	30円 （長期該当 60円）
		令和9年度	20円 （長期該当 30円）
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰに該当するとき	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	370円
		令和7年度	280円
		令和8年度	190円
		令和9年度	100円
	次欄に掲げる者以外の者であって、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	330円
		令和7年度	250円
		令和8年度	170円
		令和9年度	90円
	医療の必要性の高い者であって、入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	400円
		令和7年度	300円
		令和8年度	200円
		令和9年度	100円
医療の必要性の高い者であって、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院する者	令和6年度	360円	
	令和7年度	270円	
	令和8年度	180円	

	る者	令和9年度	90円
	難病の者	令和6年度	190円
		令和7年度	150円
		令和8年度	100円
		令和9年度	50円

備考1 「区分Ⅱ」とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この表において「令」という。)第15条第1項第5号に規定する場合をいう。

2 「区分Ⅰ」とは、令第15条第1項第6号に規定する場合をいう。

3 「入院時生活療養(Ⅰ)」及び「入院時生活療養(Ⅱ)」とは、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)の入院時生活療養(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいう。

4 「難病の者」とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(以下この表において「規則」という。)第40条第5号に該当する者をいう。

5 「医療の必要性の高い者」とは、規則第40条第4号に該当する者をいう。

6 「長期該当」とは、「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成19年厚生労働省告示第395号)第1号の表の規則第35条第1号に該当する者の項中に規定する入院日数届出被保険者であって、同項中に規定する入院日数届出書を提出した月以前の12月以内の入院日数が90日を超えるものに相当する場合をいう。ただし、療養病床に医療の必要性の高い者以外の者が入院する場合を除く。

(別表 2 2)

後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費等の合計額に係る給付期間並びに給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(年額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅱに該当するとき	令和6年度	250,000円
	令和7年度	190,000円
	令和8年度	130,000円
	令和9年度	70,000円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、区分Ⅰに該当するとき	令和6年度	370,000円
	令和7年度	280,000円
	令和8年度	190,000円
	令和9年度	100,000円

備考1 「区分Ⅱ」とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この表において「令」という。)第16条の3第1項第5号に規定する場合をいう。

2 「区分Ⅰ」とは、令第16条の3第1項第6号に規定する場合をいう。

(別表 2 3)

老人医療費支給事業（高額医療費）に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額（月額）
個人単位（外来）	令和 6 年度	10,000 円
	令和 7 年度	7,500 円
	令和 8 年度	5,000 円
	令和 9 年度	2,500 円
世帯単位（外来＋入院）	令和 6 年度	33,000 円 （多数回該当 19,800 円）
	令和 7 年度	24,800 円 （多数回該当 14,900 円）
	令和 8 年度	16,500 円 （多数回該当 9,900 円）
	令和 9 年度	8,300 円 （多数回該当 5,000 円）

- 備考 1 「個人単位（外来）」とは、70歳に到達した月の翌月に受ける療養に係る国民健康保険法第57条の2の規定の適用があるとした場合において、国民健康保険法施行令（以下この表において「令」という。）第29条の3第6項第1号に規定する場合をいう。
- 2 「世帯単位（外来＋入院）」とは、70歳に到達した月の翌月に受ける療養に係る国民健康保険法第57条の2の規定の適用があるとした場合において、令第29条の3第4項第1号に規定する場合をいう。
- 3 「多数回該当」とは、70歳に到達した月の翌月に受ける療養に係る国民健康保険法第57条の2の規定の適用があるとした場合において、令第29条の3第1項第1号ただし書きに規定する場合をいう。

(別表 2 4)

介護保険における特定入所者介護サービス費等に係る給付期間及び給付額

1 食費部分

区分		年度	給付の上限額 (日額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第 2 段階(食費)に該当するとき	短期入所	令和 6 年度	845 円
		令和 7 年度及び令和 8 年度	635 円
		令和 9 年度及び令和 1 0 年度	425 円
		令和 1 1 年度及び令和 1 2 年度	215 円
	施設入所	令和 6 年度	1,055 円
		令和 7 年度及び令和 8 年度	795 円
		令和 9 年度及び令和 1 0 年度	535 円
		令和 1 1 年度及び令和 1 2 年度	265 円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第 3 段階①(食費)に該当するとき	短期入所	令和 6 年度	445 円
		令和 7 年度及び令和 8 年度	335 円
		令和 9 年度及び令和 1 0 年度	225 円
		令和 1 1 年度及び令和 1 2 年度	115 円
	施設入所	令和 6 年度	795 円
		令和 7 年度及び令和 8 年度	605 円
		令和 9 年度及び令和 1 0 年度	405 円
		令和 1 1 年度及び令和 1 2 年度	205 円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第 3 段階②(食費)に該当するとき	短期入所	令和 6 年度	145 円
		令和 7 年度及び令和 8 年度	115 円
		令和 9 年度及び令和 1 0 年度	75 円
		令和 1 1 年度及び令和 1 2 年度	45 円
	施設入所	令和 6 年度	85 円
		令和 7 年度及び令和 8 年度	65 円
		令和 9 年度及び令和 1 0 年度	45 円
		令和 1 1 年度及び令和 1 2 年度	25 円

備考 1 「第 2 段階(食費)」とは、「介護保険法第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 6 1 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額」(平成 1 7 年厚生労働省告示第 4 1 3 号。以下この表において「食費負担限度額告示」という。)の表の五の項又は六の項に規定する者をいう。

2 「第 3 段階①(食費)」とは、食費負担限度額告示の表の三の項又は四の項に規定する者をいう。

3 「第 3 段階②(食費)」とは、食費負担限度額告示の表の一の項又は二の項に規定する者をいう。

4 「短期入所」とは、食費負担限度額告示の表の一の項中に規定する短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護又は介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所療養介護をいう。

5 「施設入所」とは、食費負担限度額告示の表の二の項中に規定する前の項に掲げる特定介護サービス以外の特定介護サービスをいう。

2 居住費部分

区分		年度	給付の上限額 (日額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第2段階（居住費）に該当するとき	ユニット型個室	令和6年度	1,186円
		令和7年度及び令和8年度	896円
		令和9年度及び令和10年度	596円
		令和11年度及び令和12年度	306円
	ユニット型個室的多床室	令和6年度	1,178円
		令和7年度及び令和8年度	888円
		令和9年度及び令和10年度	598円
		令和11年度及び令和12年度	298円
	従来型個室（特養等）	令和6年度	751円
		令和7年度及び令和8年度	571円
		令和9年度及び令和10年度	381円
		令和11年度及び令和12年度	191円
	従来型個室（老健・医療院等）	令和6年度	1,178円
		令和7年度及び令和8年度	888円
		令和9年度及び令和10年度	598円
		令和11年度及び令和12年度	298円
	多床室（特養等）	令和6年度	485円
		令和7年度及び令和8年度	365円
		令和9年度及び令和10年度	245円
		令和11年度及び令和12年度	125円
多床室（老健・医療院等）	令和6年度	7円	
	令和7年度及び令和8年度	7円	
	令和9年度及び令和10年度	7円	
	令和11年度及び令和12年度	7円	
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第3段階①（居住費）及び第3段階②（居住費）に該当するとき	ユニット型個室	令和6年度	696円
		令和7年度及び令和8年度	526円
		令和9年度及び令和10年度	356円
		令和11年度及び令和12年度	176円
	ユニット型個室的多床室	令和6年度	358円
		令和7年度及び令和8年度	278円
		令和9年度及び令和10年度	188円
		令和11年度及び令和12年度	98円
	従来型個室（特養等）	令和6年度	351円
		令和7年度及び令和8年度	271円
		令和9年度及び令和10年度	181円
		令和11年度及び令和12年度	91円
	従来型個室（老健・医	令和6年度	358円

	療院等)	令和7年度及び令和8年度	278円
		令和9年度及び令和10年度	188円
		令和11年度及び令和12年度	98円
	多床室(特養等)	令和6年度	485円
		令和7年度及び令和8年度	365円
		令和9年度及び令和10年度	245円
		令和11年度及び令和12年度	125円
	多床室(老健・医療院等)	令和6年度	7円
		令和7年度及び令和8年度	7円
		令和9年度及び令和10年度	7円
		令和11年度及び令和12年度	7円

備考1 「第2段階(居住費)」とは、「介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額」(平成17年厚生労働省告示第414号。以下この表において「居住費負担限度額告示」という。)の表の二の項に規定する者をいう。

- 2 「第3段階①(居住費)及び第3段階②(居住費)」とは、居住費負担限度額告示の表の一の項に規定する者をいう。
- 3 「ユニット型個室」とは、居住費負担限度額告示の表備考一に規定するユニット型個室をいう。
- 4 「ユニット型個室的多床室」とは、居住費負担限度額告示の表備考二に規定するユニット型個室的多床室をいう。
- 5 「従来型個室(特養等)」とは、居住費負担限度額告示の表備考三に規定する従来型個室(特養等)をいう。
- 6 「従来型個室(老健・医療院等)」とは、居住費負担限度額告示の表備考四に規定する従来型個室(老健・医療院等)をいう。
- 7 「多床室(特養等)」とは、居住費負担限度額告示の表備考五に規定する多床室(特養等)をいう。
- 8 「多床室(老健・医療院等)」とは、居住費負担限度額告示の表備考六に規定する多床室(老健・医療院等)をいう。

(別表 2 5)

介護保険における高額介護サービス費等に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第2段階(個人)に該当するとき	令和6年度	29,400円
	令和7年度	22,100円
	令和8年度	14,700円
	令和9年度	7,400円
均等割減免制度の適用があるとした場合において、第3段階又は第2段階(世帯)に該当するとき	令和6年度	19,800円
	令和7年度	14,900円
	令和8年度	9,900円
	令和9年度	5,000円

備考1 「第4段階(課税所得380万円未満)」とは、高額介護サービス費等の支給に際し、介護保険法施行令第22条の2の2第2項又は同令第29条の2の2第2項の規定が適用される場合をいう。

2 「第2段階(個人)」とは、高額介護サービス費等の支給に際し、介護保険法施行令第22条の2の2第9項又は同令第29条の2の2第9項の規定が適用される場合をいう。

3 「第3段階又は第2段階(世帯)」とは、高額介護サービス費等の支給に際し、介護保険法施行令第22条の2の2第7項に規定するとき又は同令第29条の2の2第7項の規定が適用される場合をいう。

(別表 2 6)

介護保険における高額医療合算介護サービス費等及び高額介護合算療養費の合計額に係る
給付期間並びに給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(年額)
70歳以上	令和6年度	250,000円
	令和7年度	190,000円
	令和8年度	130,000円
	令和9年度	70,000円
70歳未満 (世帯員各々の基礎控除後の総所得金額等 の合計が210万円以下)	令和6年度	330,000円
	令和7年度	250,000円
	令和8年度	170,000円
	令和9年度	90,000円
70歳未満 (世帯員各々の基礎控除後の総所得金額等 の合計が210万円超~600万円以下)	令和6年度	260,000円
	令和7年度	200,000円
	令和8年度	130,000円
	令和9年度	70,000円

備考1 「70歳以上」とは、介護保険法施行令第22条の3第6項第3号イ及び同条第7項第1号イ並びに同条第7項第2号イに規定する者をいう。

2 「70歳未満(世帯員各々の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下)」とは、介護保険法施行令第22条の3第6項第1号ニ及び第2号ニに規定する者をいう。

3 「70歳未満(世帯員各々の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円超~600万円以下)」とは、介護保険法施行令第22条の3第6項第1号イ及び第2号イに規定する者をいう。

(別表 2 7)

高等職業訓練促進給付金等事業(訓練促進給付金)に係る給付期間及び給付額

年度	給付額(月額)
令和6年度	29,500円
令和7年度	22,200円
令和8年度	14,800円
令和9年度	7,400円

(別表 28)

高校進学・修学支援金支給事業（学用品購入等助成金）に係る給付期間及び給付額

年度	給付額
令和6年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額
令和7年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額に100分の75を乗じて得た額
令和8年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額に100分の50を乗じて得た額
令和9年度	均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額に100分の25を乗じて得た額

備考 「均等割減免制度の適用があった場合に給付することとなる額」とは、均等割減免制度の適用があった場合に、京都市高校修学支援奨学金給付要綱第4条の規定により算出した額をいう。

(別表 29)

スマイルママ・ホッと事業に係る給付期間及び給付額

区分	年度	給付額（日額）
産後ショートステイ （階層区分B）	令和6年度	4,440円
	令和7年度	3,330円
	令和8年度	2,220円
	令和9年度	1,110円
産後デイケア （階層区分B）	令和6年度	2,200円
	令和7年度	1,650円
	令和8年度	1,100円
	令和9年度	550円

備考 表中の区分は、京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱別表2の規定による。

(別表 30)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る給付期間及び給付額

区分		年度	給付額 (月額)
C階層	徴収基準額	令和6年度	1,150円
		令和7年度	870円
		令和8年度	580円
		令和9年度	290円
	徴収基準加算額	令和6年度	120円
		令和7年度	90円
		令和8年度	60円
		令和9年度	30円

備考 表中の区分は、京都市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱別表2の規定による。

(別表 31)

子育て支援短期利用事業に係る給付期間及び給付額

区分		年度	給付額 (日額)
ショートステイ (その他世帯かつひとり 親世帯以外の世帯)	2歳未満	令和6年度	4,250円
		令和7年度	3,200円
		令和8年度	2,150円
		令和9年度	1,100円
	2歳以上	令和6年度	1,750円
		令和7年度	1,350円
		令和8年度	900円
		令和9年度	450円
トワイライトステイ (その他世帯)	令和6年度	450円	
	令和7年度	350円	
	令和8年度	250円	
	令和9年度	150円	

備考 表中の区分は、京都市子育て支援短期利用事業実施要綱別表1の規定による。

(別表 3 2)

障害児入所給付費に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)
市町村民税所得割額 3万3千円未満	令和6年度	3,000円
	令和7年度及び令和8年度	2,250円
	令和9年度及び令和10年度	1,500円
	令和11年度及び令和12年度	750円

備考 表中の区分は、京都市障害児入所支援利用者負担助成要綱別表の規定による。

(別表 3 3)

小児慢性特定疾病医療費に係る給付期間及び給付の上限額

区分	年度	給付の上限額(月額)	
均等割減免制度の 適用があるとした 場合において、低所 得Ⅰに該当する者	一般所得Ⅰ 次欄に掲げ る場合以外 の場合	令和6年度	3,750円
		令和7年度	2,900円
		令和8年度	1,900円
		令和9年度	1,000円
	重症	令和6年度	1,250円
		令和7年度	1,000円
		令和8年度	700円
		令和9年度	400円
均等割減免制度の 適用があるとした 場合において、低所 得Ⅱに該当する者	一般所得Ⅰ	令和6年度	2,500円
		令和7年度	1,900円
		令和8年度	1,300円
		令和9年度	700円

備考1 「低所得Ⅰ」とは、「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について（平成26年12月3日付け雇児発1203第2号）」の別紙（以下この表において「国要綱」という。）別表2中の階層区分Ⅱの項に規定する者をいう。

2 「低所得Ⅱ」とは、国要綱別表2中の階層区分Ⅲの項に規定する者をいう。

3 「一般所得Ⅰ」とは、国要綱別表2中の階層区分Ⅳの項に規定する者をいう。

4 「重症」とは、受給者が国要綱第1の10に規定する重症患者に該当する者として、都道府県等から認定を受けた場合をいう。

(別表34)

時間外（延長）保育事業に係る給付期間及び給付額

1 民間保育園等

区分		年度	給付額（月額）		
			1時間延長	2時間延長	3時間延長
短時間認定子ども	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（その他の世帯）に該当する世帯	令和6年度	1,500円	3,000円	4,500円
		令和7年度	1,200円	2,400円	3,600円
		令和8年度	800円	1,600円	2,400円
		令和9年度	400円	800円	1,200円
	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（ひとり親世帯等）に該当する世帯	令和6年度	2,500円	5,000円	7,500円
		令和7年度	1,900円	3,800円	5,700円
		令和8年度	1,300円	2,600円	3,900円
		令和9年度	700円	1,400円	2,100円
標準時間認定子ども	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（その他の世帯）に該当する世帯	令和6年度	1,500円	3,000円	-
		令和7年度	1,200円	2,400円	-
		令和8年度	800円	1,600円	-
		令和9年度	400円	800円	-
	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（ひとり親世帯等）に該当する世帯	令和6年度	2,500円	5,000円	-
		令和7年度	1,900円	3,800円	-
		令和8年度	1,300円	2,600円	-
		令和9年度	700円	1,400円	-

備考 表中の区分は、京都市時間外（延長）保育事業実施要綱別表1の規定による。

2 家庭的保育事業等実施事業所

区分		年度	給付額（月額）		
			1時間延長	2時間延長	3時間延長
短時間認定子ども	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（その他の世帯）に該当する世帯	令和6年度	1,300円	2,600円	3,900円
		令和7年度	1,000円	2,000円	3,000円
		令和8年度	700円	1,300円	2,000円
		令和9年度	400円	700円	1,000円
	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（ひとり親世帯等）に該当する世帯	令和6年度	2,200円	4,400円	6,600円
		令和7年度	1,700円	3,300円	5,000円
		令和8年度	1,100円	2,200円	3,300円
		令和9年度	600円	1,100円	1,700円
標準時間認定子ども	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（その他の世帯）に該当する世帯	令和6年度	1,300円	2,600円	-
		令和7年度	1,000円	2,000円	-
		令和8年度	700円	1,300円	-
		令和9年度	400円	700円	-
	均等割減免制度の適用があるとした場合、第2階層（ひとり親世帯等）に該当する世帯	令和6年度	2,200円	4,400円	-
		令和7年度	1,700円	3,300円	-
		令和8年度	1,100円	2,200円	-
		令和9年度	600円	1,100円	-

	帯等) に該当する世帯	令和9年度	600円	1,100円	-
--	-------------	-------	------	--------	---

備考 表中の区分は、京都市時間外（延長）保育事業実施要綱別表1の規定による。

(別表 3 5)

一時預かり事業に係る給付期間及び給付額

1 休日以外における利用

区分		年度	給付額(日額)
裁判員制度のための 保育サービス以外	3歳未満児	令和6年度	1,300円
		令和7年度	1,000円
		令和8年度	700円
		令和9年度	400円
	3歳以上児	令和6年度	700円
		令和7年度	600円
		令和8年度	400円
		令和9年度	200円
裁判員制度のための 保育サービス	3歳未満児	令和6年度	1,300円
		令和7年度	1,000円
		令和8年度	700円
		令和9年度	400円
	3歳以上児	令和6年度	700円
		令和7年度	600円
		令和8年度	400円
		令和9年度	200円

備考 表中の区分は、京都市一時預かり事業（一般型）実施要綱別表1の規定による。

2 休日における利用

区分		年度	給付額(日額)
利用時間が午前8時 30分から午後5時ま での範囲内である場 合	3歳未満児	令和6年度	1,300円
		令和7年度	1,000円
		令和8年度	700円
		令和9年度	400円
	3歳以上児	令和6年度	700円
		令和7年度	600円
		令和8年度	400円
		令和9年度	200円
利用時間が午前8時 30分から午後5時ま での時間帯を超える 場合	3歳未満児	令和6年度	1,600円
		令和7年度	1,200円
		令和8年度	800円
		令和9年度	400円
	3歳以上児	令和6年度	900円
		令和7年度	700円
		令和8年度	500円
		令和9年度	300円

備考 表中の区分は、京都市一時預かり事業（一般型）実施要綱別表1の規定による。

(別表 3 6)

病児・病後児保育事業に係る給付期間及び給付額

区分	年度	給付額(月額)
利用者がその他の世帯に属するとき	令和 6 年度	2,000 円
	令和 7 年度	1,500 円
	令和 8 年度	1,000 円
	令和 9 年度	500 円

備考 表中の区分は、京都市病児・病後児保育事業実施要綱別表 1 の規定による。